

目次

- I 育成する人材像と研究科の教学目標
- II 研究科を取り巻く情勢と 2019 年度の教学課題
- III カリキュラムの実施と改革の概要・進捗状況
- IV FD等の授業改善
- V 2020 年度入試
- VI 学習・進路就職支援
- VII 教育支援体制・ティーチングアシスタント制度等の有効、適切な活用
- VIII 法務研究科の運営について
- IX 2019 年度研究業績

I 育成する人材像と研究科の教学目標

1. アドミッションポリシー

本研究科は、「私立京都法政学校」から始まる 100 年にわたる立命館建学の精神および教育理念に則り、豊かな人間性と国際的視野を持った法曹を養成し、社会の発展と文化の進展に寄与することを目的とする。

より具体的には、本研究科は、「地球市民法曹」の養成を教育目標として掲げている。「地球市民法曹」とは、第 1 に、グローバリゼーションの進展の下で市民の立場に立って地球的視点で活動できる法曹であり、第 2 に、法曹として様々な専門分野(国際取引、知的財産法、税制度、環境保護、刑事弁護、家事法務等)をもって活躍する法曹であり、第 3 に、鋭い人権感覚を有し公共性の担い手として活躍する法曹である。

2. 学力形成・進路就職目標

(1) 地球市民法曹養成のための特色あるプログラム

教育理念である地球市民法曹養成のために、本研究科は、第 1 にグローバルな視点の養成という点では、アメリカン大学からの派遣教員による「英米法」の講義や、その協力の下にワシントン D.C. で実施している「外国法務演習 I (ワシントン・セミナー)」、シドニー大学と共同で開講している「京都セミナー」及び単位外となるが「東京セミナー」といった科目によって、その実現を図っている。

第 2 の法曹としての専門分野の能力開拓は、展開・先端科目の講義 4 単位と演習 4 単位をセットで履修できることとすることで、専門分野の知識を体系的に身につけ、さらに、実務的な応用力を付けることを図っている。

第 3 の鋭い人権感覚と公共性の担い手意識の養成は、とりわけ、「リーガルクリニック I・II」及び「エクスターンシップ」という臨床系科目の選択必修制によって現場の感覚を学ぶことで、その実現を図っている。リーガルクリニック I に関しては、舞鶴市と連携しての出張法律相談を実施し、また、同 II についても大津市で法律相談を実施している。エクスターンシップの実習受入先確保については、京都・大阪・奈良の 3 弁護士会、民間企業及び地方自治体の法務部門との連携に努め、一定数の受け入れ先を確保している。

これらのプログラムは、本研究科における法曹養成教育の特色として、受験生、学生、社会にアピールしているとともに、2017 年度に実施された日弁連法務研究財団による認証評価にあたっては A 評価と高く評価されている。

(2) 司法試験合格に向けた学力形成

本研究科は、司法試験に合格し法曹への道を拓くとともに、上述のような特色ある質の高い法曹を送り出していくことを目指している。法曹になるためには司法試験に合格しなければならない。2019年度司法試験においては、全国12位となる24名の本研究科修了者が合格した。合格者数は前年度より9名増加し、合格率は21.1%であった(前年度は11.4%。2019年度の全国平均は29.1%)。全国平均合格率の半分を下回らない合格率を当面の目標としてきたが、2019年度は、この水準をクリアすることができた。今後とも教育内容・方法の一層の改善を進め、また修了後の継続的学習の環境形成・サポート体制も充実させていかなければならない。

II 研究科を取り巻く情勢と2019年度の教学課題

1. 社会的環境

2017年度まで法科大学院を受験する者は、予め全国共通試験である適性試験を受験することが必須要件として課されていた。しかし、適性試験については、従来、試験の実施時期が早期に過ぎ、また、2万円を超える受験料負担も軽くないことから、法科大学院進学志望の妨げになっているのではないかという意見が出されていた。このような意見とともに、全国の法科大学院実受験者の減少に歯止めがかからない状況を受けて、文部科学省中央教育審議会は、2018年度より、法科大学院入試受験に当たっての適性試験の受験を任意とすることを決定した。その結果、全国の各法科大学院は入試判定にあたって適性試験の結果を使用しないこととしたため、

2018年度に引き続き2019年度も、適性試験自体、実施されなかった。したがって、2019年度の全国の法科大学院実受験者数は不明である。

一方、修了者の相当程度が司法試験に合格できるよう充実した教育を行うことおよび在学期間の短縮により法科大学院課程修了までに要する負担の縮減を図ることで、優秀な人材が法曹を志望することを狙った法曹コース制度が新たに導入されることとなった。本法科大学院も本学法学部との間で法曹養成連携協定を締結したうえで、文部科学大臣より認定を受け、設置が認められた(募集人員15名)。本制度に基づく、特別選抜入試は2022年度(入学者)入試から実施される。

適性試験の任意化やマスメディアを通じた法科大学院に対するネガティブキャンペーンの影響が弱まってきたこと等が背景となり、法科大学院受験へのハードルはやや下がり、2019年度における全国の法科大学院の述べ受験者数は増加に転じた。本学においても、前年度比138.2%まで志願者数が増加した。しかし、全国の司法試験合格率が3割程度にとどまっている状況において、法科大学院志願者が回復基調を持続できるかどうかは依然として不透明な状況にある。他方、司法試験合格者は、当初の目標が3,000人であったが、2008年度2,065人、2009年度2,043人、2010年2,074人、2011年度2,063人、2012年度2,102人、2013年度2,049人と2,000人以上を維持してきたが、2014年度1,810人となって、初めて2,000人を下回り、2015年度も1,850人となった。さらに、2016年度1,583人と大きく減少したが、2017年度には、1,543人と微減となった。2018年度は1,525人となり、2017年度以降、合格者数の減少幅は鈍化した。2019年度は、1502人となり、2018年度に引き続いて微減となった。いずれにしても、司法試験合格指数の減少傾向は続いている。以上のように、法科大学院は制度的に非常に厳しい環境のもとに置かれている。

2. 学生実態

本法科大学院の2019年度入学者は46名であり、2018年度に比べて15名増加した(2020年度は46名である)。法学未修者の入学者数が例年並みに回復し、未修の入学者は13名で

あった。これを出身大学別にみると、立命館大学からの入学者が最も大きく、24名（法学部出身24名）であり、立命館大学出身者が52.1%と昨年度と同様過半数を占める状況になった。社会人（大学又は大学院修了後1年以上経過し、23歳以上の者）の入学者は19名であった。法学部以外の学部出身者は8名であった。

入学者の男女比率は、2019年度は、既修は女性7名対男性26名であった。未修は女性8名対男性5名であった。入学者全体では、女性15名対男性31名である。

2019年度の休学者は2名（継続1名、新規1名）、退学者は11名（うち、休学終了をもって退学した者は1名）、除籍者0名であった。なお、回生進行保留（原級留置）者は5名（既修3名、未修2名）であった。休学理由は、病気0件、経済的理由1件、勤務の都合0件である。また、休学には至らないが、身体やメンタルな面での不調を訴える者もあり、法科大学院の学習が厳しいことから生じる特殊性も要因であると思われる。

3. 教育体制

本法科大学院の2019年度の専任教員総数は25名であり、本法科大学院の収容定員に必要な教員数を超えている。また、実務家教員も必要数在籍しており、教育については適切な教員を確保している。今後とも計画的な人事により、継続的な教員確保を行い、また、教員の教育に必要な能力の適切な評価を継続する必要がある。

Ⅲ カリキュラムの実施と改革の概要・進捗状況

1. カリキュラムの実施状況

（1）法律基本科目

① L1科目

L1における基礎的な学修の確保を図る観点から、段階的学習にも配慮しつつ、法律基本科目を春学期と秋学期に手厚くかつバランスよく配置している。現在、春学期に、憲法A（3単位）、民法（4単位・契約法Ⅰ）、民法Ⅱ（2単位・不法行為）、刑法A（4単位）、商法Ⅰ（2単位）、行政法Ⅰ（1単位）を配置し、秋学期に、憲法B（1単位）、民法Ⅲ（2単位・担保法）、民法Ⅳ（2単位・契約法Ⅱ）、民法Ⅴ（2単位・家族法）、刑法B（2単位）、商法Ⅱ（2単位）、商法Ⅲ（2単位）を配置している。

② L2・S1科目

演習については、L2・S1の混合クラスとする方針で臨んできたが、法科大学院2年目と1年目の者、法律学習を数年経た者とそうでない者の混在クラスは、相互に良い影響を与え合っているものと概ね認められる。しかし、未修既修の別ではなく、学生の到達水準の差に由来するクラス運営の困難さを生じる場合も認められており、必要性が高くかつ条件の整う科目（刑事訴訟法演習）においてグレード制を実施している。グレード制の取り組みが、学生の学力向上に役立っているかは、難しい問題である。FDフォーラム等をはじめグレード制の効果については検証が継続的に行われており、今後も検討が続けられるべきである。

③ 必修講義科目や演習はクラス指定制であるが、クラス変更を希望する院生が一定数存在する。受講したい科目との時間割上のバッティングなど、所定の理由があるものについて、クラス運営上の支障を生じない範囲内でクラス変更を認めている。

（2）実務基礎科目

① 実務総合演習

実務総合演習はいずれも、研究者と実務家の教員が複数で担当しているが、このチームティーチングの実質化に引き続き取り組んでいる。部門ごとに教材作成や教授方法、テーマ選

択などについて検討されている。このような入念な検討が行われることを通じて、理論と実務の架橋という趣旨に沿った授業運営のあり方が具体化されている。

また、公法、刑事法、民事法のすべての実務総合演習科目で、履修前提科目の GPA に基づいてグレード別クラスを編成し、学生の到達レベルに応じた指導が行き届くように徹底している。このようなグレード制がどの程度効果を上げているかは、引き続き検討が必要である。

② 実習科目

リーガルクリニック I（法律相談）、リーガルクリニック II（女性と人権）、エクスターンシップの 3 科目のうち 1 科目を選択必修としていることは、本学のカリキュラム上の大きな特色である。2019 年度の受講生は、リーガルクリニック I 6 名、リーガルクリニック II 7 名、エクスターンシップ 5 名であった。事前説明会と申し込みによる選抜、マナー&守秘義務講座、事前指導、事後の報告書提出、報告会、事後指導のスタイルは完全に定着している。

③ リーガルリサーチ&ライティングを必修科目とし、未修者、既修者ともに各々の 1 年目に配置している。

（3）基礎法学・隣接科目及び先端展開科目

① 科目展開

科目の配置、先端・展開科目の開設科目は適切であり、学生の選択にも十分に答えられていると評価できる。基礎法学・隣接科目及び先端展開科目では、問題関心に沿って選択された少人数クラスが多い結果、教育効果を上げていると評価することができる。

また、先端展開科目については、2016 年度以降、市民生活密着型法曹、知的財産法務・税法務型法曹、ビジネス・企業法務型法曹、公共法務・環境法務型法曹、国際法務型法曹、刑事法務型法曹の 6 つの履修モデルを用意し、受講生が目指すそれぞれの法曹像にあわせて履修するように指導している。

② 特色ある科目

a) アメリカン大学との協定に基づき実施しているワシントンセミナー（外国法務演習 I）には、2019 年度は 15 名（本研究院院生 9 名、他研究院院生 2 名、弁護士 4 名）の受講生が参加した。入学者数が減少しているにもかかわらず、多数の参加者を確保することができたことは評価することができる。本科目は地球市民法曹養成の趣旨に適合する科目であり、今後も、引き続き受講生を確保する努力を継続する。

b) 京都セミナー（現代法務特殊講義）は、2019 年度も 2 月（2020 年）に朱雀キャンパスで実施した。「英語で学ぶ日本法」のテーマで、元シンガポール大使を講師として招聘するほか、立命館大学、学習院大学、成城大学、筑波大学、名古屋大学、早稲田大学、神戸大学、シドニー大学、クィーンズランド工科大学、オーストラリア国立大学、北浜法律事務所より講師を招へいし、講義はすべて英語で行われた。参加者数は 92 名（本研究院院生 5 名、法学研究院院生 3 名、法学部生 13 名、APU 学生 8 名、シドニー大学学生 34 名、クィーンズランド工科大学 15 名、オーストラリア国立大学 14 名）であった。本科目についても、地球市民法曹養成の観点から、法科大学院受講生を増加させる努力を継続する。

c) そのほかの現代法務特殊講義として、「刑事訴訟実務」、「複雑民事訴訟」「民法（債権法）改正」の 3 科目を開講した。

d) 応用人間科学研究科と共同開講している「司法臨床研究」については、リーガルクリニック II の受講生を中心に履修指導を行った。

（4）定期試験

法律基本科目の講義科目および演習科目ならびに、実務基礎科目のうち実務総合演習については、すべて定期試験科目として執行している。また、受講生の学修時間を確保するた

めに、最終講義日から定期試験まで一定の間隔（いわゆるリーディングピリオド）をおくように配慮している。

（５）成績評価

① 成績評価については、2012年3月27日の教授会において、同一科目複数担当の科目につき、クラス間のバラツキが生じないよう、科目担当者会議を行い、成績評価基準の統一を図ること、単独で担当の科目についても厳格かつ適正な成績評価を行うこと、試験講評は、到達目標との関係がわかるように書くこと、出席していることだけで、平常点を付与することはしないこと等を改めて決議した。この内容は毎年確認されている。また、2014年度には、成績評価の客観化を一層徹底するために、科目の特性に応じて、先端展開科目を除く同一科目複数担当科目について、クラス間での成績分布に極端な偏りが生じないようにする旨、成績評価ガイドラインを改訂した。その結果、担当者間での成績評価のばらつきは解消している。

② 成績評価は、科目目標や「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」に照らして作成された試験問題を踏まえて、評価を行っている。これにより、個々の学生が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を修得したかを評価できる基準となっているといえる。

③ さらに2013年の教授会で「法律基本科目と実務基礎科目においては、学生の応答や出欠による平常点評価の割合が全成績評価のうち2割を超えないものとする」との統一的な基準につき決議を行い、この決議に従った運用を実施している。

（６）疑義照会・異議申立て

2019年度春学期の疑義照会は11件、異議申し立て0件であった。2019年度秋学期の疑義照会は3件、異議申し立ては0件であった。2005年度後期（現秋学期）からこれらの制度を実施しているが、担当教員からは個別面談を行う等、丁寧な対応が行われている。

2. カリキュラム改革の概要・進捗

「将来構想ワーキンググループ報告」（2017年6月20日法務研究科教授会）及び、2017年度認証評価の結果を受け、2020年度からのカリキュラム改革を以下のとおり実施することを決定した（2018年7月10日教授会）。

今回のカリキュラム改革の狙いは2016年改革と同じく、法律基本科目についてシームレスのカリキュラムを維持するという事は変わらないが、以下の4点を目的とする。第1に、実務総合演習の改革である。「将来構想ワーキンググループ報告」に基づき、実務総合演習を必修科目から外すこととする。第2に、それに伴って、実務基礎科目を縮小・改革し、より学生の学習実態に適したものとする。第3に、実務基礎科目や入試科目の改革に伴い、刑事訴訟法、民事訴訟法、行政法を再編する。第4に、2017年認証評価を踏まえて、先端・展開科目についても整理する。さらに、受講生の減少も続くことから、展開・先端科目の再編を含む改革を行う。

	2016年度以降	2020年度以降	増減
①法律基本科目	59単位以上 (既修者入学時一括認定31単位)	60単位以上 (既修者入学時一括認定30単位)	+1単位 (-1単位)
②実務基礎科目	14単位以上	12単位以上	-2単位
③基礎・隣接科目	6単位	6単位	
④先端・展開科目	16単位以上	16単位以上	
合計	99単位以上	98単位以上	-1単位

(1) 「民事訴訟実務の基礎」を設置

現在の「要件事実と事実認定」を「民事訴訟実務の基礎」と改称し、S 1 L 2 秋学期に移行する。科目の位置付けは実務基礎科目としての必修科目であり、この点については変更しない。また、内容的にも変更は加えず、派遣裁判官が担当する科目とする。

法律基本科目としての民事訴訟科目についても変更しない。

(2) 「刑事訴訟実務の基礎」を設置

「刑事訴訟実務の基礎」を新設する。同科目は、「民事訴訟の基礎」と同じく、実務基礎科目としての必修科目となる。科目の内容としては、現在、現代法務特殊講義として開講されている派遣検察官担当科目をモデルとする。同科目は、派遣検察官ら実務家教員が担当する科目とする。クラス数は2クラスを予定する(再履修クラスを別途置く)。

同科目は、S 1 L 2 秋学期に設置する。これに合わせて、刑事訴訟法演習をS 2 L 3 春学期に移行し、刑事訴訟法ⅡをS 1 L 2 秋学期に移行する。

また、以上の科目配置の変更により、S 1 L 2 秋学期の科目数が過大となることから、憲法演習を春学期科目に移行することを検討する。

(3) 実務総合演習

実務総合演習については、最終学年の総合科目としての位置付けから、科目としては維持するが、学生の進路を踏まえた科目選択を可能とすることや、「将来構想ワーキンググループ報告」を踏まえ、必修科目から1科目の選択必修科目に変更する。2021年度以降の科目配置としては、春学期・秋学期に各実務総合演習を1クラスずつ2クラス置くこととする。2クラス置くことで、2019年以前入学者への移行措置を別途とる必要がなくなる。

また、実務基礎科目の修了要件を現在の14単位から12単位に削減し、それに合わせて修了に必要な単位数を98単位に削減する。その結果、学生は、実務基礎科目の修了要件12単位として、必修8単位(民事訴訟実務の基礎(新設)、刑事訴訟実務の基礎(新設)、リーガルリサーチ&ライティング、法曹倫理)、選択必修2単位(リーガルクリニックⅠまたはⅡ、エクスターンシップ)、実務総合演習から1科目(2単位)を履修することとなる。

(4) 「行政法Ⅰ」の廃止と「行政法演習Ⅱ」の設置

入試科目からは行政法をはずす。これに伴い、2020年度未修入学者より、行政法Ⅰを廃止(2019年以前入学者のため、少なくとも、2022年頃までは移行措置必要)する。

L 3・S 2 春学期に行政法演習Ⅱを新設する(2単位)。L 2・S 1 秋学期の行政法演習は行政法演習Ⅰと名称を変更するが、内容的には現在の行政法演習と同一内容とする(移行措置不要)。行政法Aは、2019年度入学者のために一定の移行措置をとる。

この結果、法律基本科目の修了に必要な単位数は現在の59単位から60単位となり、法学既修者はこのうち30単位を取得したものとなる(両訴オプション入試は別。行政法にはオプション入試は採用しない)。

(5) 科目の再編

① コーポレートロー先端演習の法律基本科目(選択科目)への変更

2017年認証評価を踏まえ、2020年度入学者より、コーポレートロー先端演習を先端・展開科目から法律基本科目(選択科目)に位置付け、科目名をコーポレートロー展開演習に変更する。2019年入学生のため、一定の経過措置をとる。

② 公共法務演習の廃止

2020年度入学者より、公共法務演習を廃止し、公共法務Ⅱにつき、担当者を含めて、先端・展開科目としての性格を強化する(2017年認証評価への対応)。2019年入学生のため、

一定の経過措置をとる。

(6) 進級要件

法律基本科目の再編にともない、進級のために必要な単位修得数を以下のとおりに変更する。法学未修者については、1年次終了までに、1年次配当法律基本科目を現行の29単位中23単位以上から28単位中22単位以上に、2年次終了までに、2年次配当必修法律基本科目を現行の28単位中22単位以上から26単位中20単位以上にそれぞれ引き下げる。また法学既修者については、2年次終了までに、2年次配当の必修法律基本科目を現行の26単位中20単位以上から24単位中18単位以上に引き下げる。

(7) 要終了単位数および修了要件

要修了単位数を現行の99単位から、98単位に引き下げる。修了要件のうち、(i)修了に必要な単位98単位分のGPA2.5以上であること、(ii)必修法律基本科目の半数以上でB評価以上を取得することの2要件には変更はない。

(8) その他

公法実務総合演習、民法実務総合演習及び刑事法実務総合演習については、必修科目から選択必修科目に変更したことにとともに、グレード制を廃止する。

IV FD等の授業改善

2019年度FD委員会は、専門分野ごと、および理論と実務の架橋を図る法科大学院の教育理念を考慮し、公法系、民法系、刑事法系、実務基礎科目の各科目担当教員から、春学期7名、秋学期6名で構成した。FD委員会は、夏季休暇を除いて合計16回開催し、FD活動の方針作成と実施を進めた。

授業改善に向けたFD活動の概要は、以下の通りである。

1. 授業改善アンケート

(1) 概要

例年、春学期、秋学期の中頃と終わりに2回ずつ授業改善アンケートを実施し、当該授業の担当教員に回付するとともに、FD委員会でアンケート内容を分析し、教授会に報告をし、その結果を授業改善に反映させるようにしている。今期も同様に実施した。

(2) 2019年度春学期第1回授業改善アンケート

第6週5月14日(火)～22日(水)に実施した。実施方式は、昨年度秋学期と同じく、授業開始時に配布し、授業終了後に回収する方式とした。なお、今回から、自由記述欄のデータパンチ化を全科目において実施した。回収率は延べ654名中600名(91.7%)で、前年度(90.9%)よりやや上昇した。自由記述欄への記述率も、前年度同時期(約55%)に比べて4%上昇した。

(3) 2019年度春学期第2回授業改善アンケート

第14週～第15週7月9日(火)～24日(水)に実施した。実施方式は、春学期第1回目と同様である。アンケートの回収率は延べ696名中591名(84.8%)となり、春学期第1回目より低下したが、病気等の理由により、アンケート実施週に欠席した者(次週は出席)が少なくなかったようである。全科目延べの達成度は、「非常によく達成していた」との割合が42.9%、「ある程度達していた」とする割合が52.1%となり、高い評価を得た。また、

自由記述欄には、春学期第1回目と同じく、約6割に記述がみられた。

(4) 2019年度秋学期第1回授業改善アンケート

第6週10月31日(木)～11月6日(水)に実施した。実施方式は、春学期と同様である。回収率は延べ552名中461名(83.5%)となり、春学期第2回目より回収率は低下しているが、長期欠席者の増加等の要因によるものと思われる。全科目の延べの満足度は、「非常に満足」37.7%、「満足」50.5%と高い数字となっている。自由記述欄にも、春学期第2回目と同じく、約6割に記述がみられた。

(5) 2019年度秋学期第2回授業改善アンケート

第14・15週1月6日(月)～1月21日(火)に実施した。実施方式は、第1回目と同様である。アンケートの回収率は延べ532名中452名(85.0%)となり、秋学期第1回目より微増したものの、なお長期欠席者の影響がみられる。全科目の延べの「到達目標の達成度」は、「非常によく達成していた」51.1%、「ある程度達成していた」43.1%と非常に高い数字となった。自由記述欄の記述率は、秋学期第1回目より微減したものの、6割弱に記述がみられた。

2. FDフォーラム

例年通り、FD活動の改善課題をテーマにしてFDフォーラムを開催し、2019年度は2回実施した。なお、当日出席できなかった教員のために、フォーラムの様子を録画のうえDVD化し、希望者が閲覧できるようにしている。

(1) 第1回FDフォーラム

2019年7月9日(火) 15:40-16:45 出席者 17名

テーマ 「クラス規模と授業運営」

報告者

- ① 趣旨説明 島田志帆教授・FD委員長
- ② 島田志帆教授 (商法演習I)
- ③ 北村和生教授 (行政法A)
- ④ 松岡久和教授 (民法演習I)

第1回FDフォーラムでは、「クラス規模と授業運営」をテーマとして取り上げた。ここ数年、クラス規模は縮小傾向にあったが、本年度は、規模が拡大しているクラスが出てきている。そこで、クラス規模の拡大したS1・L2の授業を中心に、その担当者から授業運営の状況を報告してもらった。

各報告では、学生への指名方法やマイクの巡回方法、学生の指名回数、小テストの実施方法、学生の理解度を確認するためのTKCの基礎力確認テストの活用方法、クラス規模と(小テスト・中間)試験結果との相関関係などについて報告が行われ、これをもとに活発な質疑応答がなされた。報告者以外のL2・S1配当科目の担当者からも、学生の学力は極端に低下してはいないものの、2回目に指名される学生数が少なく、1度当たるとその後、気の緩みがみられる学生がいるとの発言もあった。また、40名弱のクラス規模の担当者からは、指名はランダムに行い、クラスの半分程度はあたるが、緊張感については、学生によっては感度が異なる、との意見も出された。

本フォーラムにおける各報告と質疑応答・意見交換を通じて、規模が拡大したクラスの現状や授業運営のノウハウが共有された。今後は、各教員において、そのノウハウを自身の教

育・指導において活用していく旨が確認された。

(2) 第2回FDフォーラム報告

2020年3月3日(火) 16:00-17:05 出席者 16名

テーマ 「第1回共通到達度検証試験の分析と検証」

報告者

① 趣旨説明 島田志帆教授・FD委員長

② 中山布紗教授 (民法)

③ 松宮孝明教授 (刑法)

※憲法については、坂田隆介准教授作成の資料配布

本年度の第2回FDフォーラムでは、「第1回共通到達度検証試験の分析と検証」をテーマとして取り上げた。

既に昨年度の第2回FDフォーラムにおいて、「共通到達度確認試験を含む短答式問題との関わり」とのテーマのもと、授業内における短答式問題への取組みや共通到達度確認試験へ対応するための方策等を取り上げたが、本年度は、2020年1月12日に第1回共通到達度確認試験が実施されたことを受けて、第1回試験の特徴や傾向、それらを踏まえた未修者1年の授業内容のあり方について、民法・刑法の担当者に報告してもらった。

各報告では、出題方式・試験時間・出題内容の傾向が報告されたほか、全国平均からみた試験結果の分析、試験結果とGPAとの関係からの分析が行われた。民法・刑法分野では、おおむね授業内容で出題範囲をカバーしており、小テスト・復習テストにおいて施行試験の過去問を利用するなどの対策をとったことで、授業による一定の成果がみられることが明らかになった。憲法分野については、配布資料に基づく分析として、最新判例について授業で対応していないとの指摘や、憲法科目において知識確認と考え方の修得とのバランスに工夫が必要であるとの意見が出された。

また、科目を超えた共通の問題としては、問題別の全国正答率が開示されていないため、分析と対応に限界があるとの指摘がされたほか、既修者の短答式問題への対応策の要否も問題提起されたが、他方、データ上、やはり未修者への短答式問題への対応が重要である旨の意見も出された。

本フォーラムにおける各報告と質疑応答・意見交換を通じて、共通到達度確認試験の分析結果と対応策の必要性が共有された。今後は、各分野において、実践的な対応策を議論していく旨が確認された。

3. 授業参観

2019年度は、L1の法律基本科目を対象に、春学期は6月中旬に、秋学期は11月下旬から12月上旬に、FD委員が中心となって授業参観を行った。また、新任担当者科目、新任者による関連科目の参観については、本年度は新任者がいなかったため、実施していない。

授業参観の結果については、参観者が報告書を作成し、そのコピーは授業担当者(兼担教員・非常勤教員を含む。)に渡されるほか、FD委員会でもその内容を検討し、教授会で報告している。また、兼担教員・非常勤教員については、FD委員長または事務室を通じて、FD活動に関する意見を提出することができるようにしている。

4. その他

FD活動の成果を公開し、社会に向けても発信していくために、2006年度からFD活動の概要を紹介するニューズレターを年に1回発行し、立命館大学法科大学院HPに掲載している。2019年度は2020年3月30日に通巻第14号を発行した。

V 2020年度入試

1. 2020年度入試をめぐる状況

2019年度入試から適性試験の受験が法科大学院受験の必須条件ではなくなったことから、全国の法科大学院の延受験者は2019年度で8090名となっており、回復している(2015年が9351名、2016年が7518名、2017年が7449名、2018年度が7258名)。法科大学院に実際に入学した者の数は1862名となっており、こちらも同様に回復してきている(2015年が2201名、2016年が1857名、2017年が1704名、2018年が1621名となっている)

2019年の司法試験予備試験の合格者は476名であり(2015年394名、2016年405名、2017年444名、2018年433名)、前年を上回った。

司法試験合格者は、当初の目標は3000人であったが、2013年まで、2000人前後で推移してきた。ところが2014年から2000人を下回りはじめ(1810人)、2015年は1850人、2016年は1580人と大幅に減少した。2017年は1543人、2018年は1525人、2019年度1502人となっておりここ数年は漸減傾向にある。この中で本学は、合格者数にして西日本の私立大学の中では1位2位を争う位置にある。

政策動向として、統一適性試験の任意化(2019年度入試から)が実施され、入学者の3割を法学未修者又は社会人とする努力義務規定の廃止、法学部における法科大学院進学コースの設置を含めた法学部との連携、司法試験の前倒しなどが予定されている。

全国的に見れば、地理的には首都圏が優位、国公立対私学では、大学生の国公立志向と授業料の格差で国公立優位の傾向が続いており、関西においても、京大、阪大、神戸大との競争が激しい。2020年4月1日時点での入学者数は46名(未修8名、既修36名)となっており、2019年度とほぼ同数の入学者数となる。定員が70名であるところ充足率は65.8%となっている。

2019年度入試は受験者数が近年でもっとも少なかったことから、入試倍率を1.75倍に下げて入学者を確保したが、本年度は文科省基準の2倍の入試倍率を確保しながら昨年と同程度の入学者を確保できた。

最大の要因は志願者が昨年と比較して63名増加していることにある。その理由はさまざまであろうが、理由の1つとして、昨年度の司法試験の結果が好調であったことがあると考えられる。また、かつてのネガティブキャンペーンの影響が年々弱まり、法務人材が必要とされているという報道や、法曹コースの設置など法曹志望者にとって好意的な報道がなされるなど、全国的に法科大学院志望者の層が増加している点も考慮に入れる必要がある。

今後とも安定的な志願者・入学者の確保に向けて、①立命館大学法学部との連携の一層の強化(法学部の法曹志願者の掘り起こしと本学受験者の確保)と、②立命館大学法学部以外の大学出身者に立命館が受験校として選ばれる状況の確保、③法曹コースからの受験を見越した入試方式の改革、広報の強化などが必要とされる。

2. 2020年度入試の改革点

- ①2020年度カリキュラム改革を受けて、試験科目から行政法を廃止。
- ②大阪会場を梅田キャンパスから梅田駅近郊のAP大阪に変更。
- ③オプション試験を廃止し、3月初旬に履修免除試験を実施。
- ④合格者(入学者)ガイダンスの3回実施。

3. 2020 年度入試の実施状況

(1) 実施日程

	前期日程	備考
出願期間	2019 年 7 月 2 日 (火) ～7 月 23 日 (火)	
科目選考	8 月 3 日 (土) A 方式・B 方式・C 特別・ D 特別 (面接) 8 月 4 日 (日) B 方式・D 特別	試験会場：京都 (朱雀キャンパス) 大阪 (AP 大阪) ※C 特別・D 特別は京都のみ。
合格発表	8 月 9 日 (金)	
1 次手続	2019 年 8 月 9 日 (金) ～8 月 23 日 (金)	
2 次手続	2020 年 2 月 26 日 (水) ～3 月 11 日 (水)	

	中期日程	備考
出願期間	2019 年 8 月 20 日 (火) ～9 月 10 日 (火)	
科目選考	9 月 21 日 (土) A 方式・B 方式・C 特別・ D 特別 (面接) 9 月 22 日 (日) B 方式・D 特別	試験会場：京都 (朱雀キャンパス) 大阪 (AP 大阪) ※C 特別・D 特別は京都のみ。
合格発表	10 月 7 日 (月)	
1 次手続	2019 年 10 月 7 日 (月) ～10 月 18 日 (金)	
2 次手続	2020 年 2 月 26 日 (水) ～3 月 11 日 (水)	

	後期日程	備考
出願期間	2020 年 1 月 7 日 (火) ～1 月 21 日 (火)	
科目選考	2 月 1 日 (土) A 方式・B 方式・C 特別・ D 特別 (面接)・E 特別 (面接) 2 月 2 日 (日) B 方式・D 特別・E 特別	試験会場：京都 (朱雀キャンパス)
合格発表	2 月 17 日 (月)	
1 次手続	第 2 次手続と一括	
2 次手続	2020 年 2 月 26 日 (水) ～3 月 11 日 (水)	

	履修免除試験日程	備考
出願期間	2020 年 2 月 3 日 (月) ～2 月 27 日 (木)	
科目選考	3 月 1 日 (日) 民事訴訟法・刑事訴訟法	試験会場：京都 (朱雀キャンパス)
結果発表	3 月 5 日 (月)	

(2) 試験会場

前期・中期・後期を通じて朱雀キャンパスで試験を実施し、前期・中期試験については、AP 大阪で試験を実施した (A 方式、B 方式のみ)

(3) 入学試験方式

未修・既修の一般入試である A・B 方式に加え、法学未修者の社会人または非法学系課程出身者を対象とした C 特別方式 (書類点・小論文・面接で選考) と、法学既修者の社会人を対象とした D 特別方式 (書類点・法律科目試験・面接で選考) を、実施している。また、2016 年度入試からは、早期卒業予定者及び飛び級入学予定者を対象とした E 特別方式 (2 年修了制・法律科目試験と面接で選考) を後期日程において実施している。2020 年度入試からは訴訟法オプション試験を廃止し、履修免除試験を実施している。

(4) 奨学金制度

2015年度入試以降、それまでの2年間支給型のA奨学金をS奨学金という名称に改め、その給付対象を増加させる運用を可能とするため、S奨学金とA奨学金をあわせて15名程度に支給するという仕組みで運用している。2016年度入試以降は、E特別方式の合格者には全員にいずれかの奨学金を給付するものとした。

4. 実施結果

2020年度入学試験の実施結果は以下のとおりである。

【2020入試】 年間統計

方式	定員	(A) 志願者数	(B) 受験者数	(C) 合格者数	(D) 入学者数	合格倍率 (B/C)
A方式	20	49	43	17	7	2.53
C特別方式		7	7	2	1	3.50
未修者コース合計	20	56	50	19	8	2.63
B方式	50	165	143	76	35	1.88
D特別方式		4	4	3	2	1.33
E特別方式		3	3	2	1	1.50
既修者コース合計	50	172	150	81	38	1.85
総計	70	228	200	100	46	2.00

【2020入試】 履修免除試験

		B方式	D方式	E方式	合計
①入学者数		35	2	1	38
②志願者数		15	1	1	17
③受験者数		12	1	1	14
④受験率(③÷①)		34.3%	50.0%	100.0%	36.8%
⑤合格者(単位認定対象)	民事訴訟法	2	0	0	2
	刑事訴訟法	1	0	0	1

【2020入試】 志願/合格/入学者数 3カ年推移

年度	日程	志願者数			合格者数			入学者数		
		未修	既修	合計	未修	既修	合計	未修	既修	合計
2020年度	前期	14	59	73	4	26	30	8	38	46
	中期	18	62	80	8	29	37			
	後期	24	51	75	7	26	33			
	合計	56	172	228	19	81	100			
2019年度	前期	26	41	67	9	25	34	13	33	46
	中期	19	29	48	6	13	19			
	後期	19	31	50	12	17	29			
	合計	64	101	165	27	55	82			
2018年度	前期	38	63	101	19	30	49	11	20	31
	中期	17	54	71	9	20	29			
	後期	12	34	46	6	14	20			
	合計	67	151	218	34	64	98			

5. 課題

(1) 志願者数と競争倍率

2020年度入試では、志願者数は228名、受験者（文科省基準）200名であり、昨年度に比べ増加した（2019年度はそれぞれ165名、145名）。志願者数は前年比138.2%（受験者数は前年度比137.9%）であった。

入試方式ごとに見ると、

- ・ A方式の志願者は49名（受験者43名）で前年度比94.2%（87.8%）、
- ・ B方式の志願者165名（受験者143名）で前年度比171.9%（181.0%）、
- ・ C特別方式の志願者は7名（受験者7名）で前年度比58.3%（58.3%）、
- ・ D特別方式の志願者は4名（受験者4名）で前年度比400%（400%）、
- ・ E特別方式の志願者は3名（受験者3名）前年度比75.0%（75.0%）であった。

B方式が大幅に増加したほか、D方式の受験者が4名となった。E特別方式は、前年が4名、本年度も3名となっている。もっとも、2022年度入試からは法曹コース出身者向けの5年一貫型教育選抜方式での入試が始まることからE特別方式のあり方についても検討する必要がある。

本年度から訴訟法オプション入試を取りやめ、既修者試験合格者を対象にした履修免除試験とした。受験者は全方式合わせて14名であり、その結果認定されたのは民事訴訟法が2名、刑事訴訟法が1名となった。訴訟法については進学者の中でも手が回っていないものが多く、入学後に一から講義を行っていくので、免除者が少ないことは特に問題ではない。

合格倍率（文科省基準での競争倍率）は、受験者 200 名に対し合格者は 100 名で、2.00 倍となった。昨年度は入学者確保の苦渋の決断として 2 倍を切る合格率としたが、今年度は 2 倍を維持した。

本年度の歩留まり率は全体で 46.0% となり昨年を下回った（昨年は 57.3%）ものの、昨年度を除いて 2014 年度入試以降最も高かった 2015 年度入試の歩留まり率 32.8% を上回っている。

試験日程に着目してみると、前期日程が 30%、中期日程が 37.8%、後期日程が 69.7% となっている。2019 年度がそれぞれ 47.1%、68.4%、62.1% であったから、後期日程以外は昨年度を下回っている。さらに未修・既習別で歩留まり率をみると、未修（A 方式+C 方式）では、42.1% であり、既習（B 方式+D 方式+E 方式）では 46.9% となっている。未修については前年（48.1%）並み、既習については昨年（61.8%）から大幅減となっているが、2017 年度（29.6%）、2018 年度（32.8%）を上回っている。

総合すると、本年度は B 方式の志願者が大幅に増加したことが特徴といえる。昨年度よりは下がったものの、依然として歩留まり率は高く、この歩留まり率を維持、向上するような政策を考えていく必要がある。

（2）入試日程・入試会場

今年度は、全入試日程でほぼ同数の受験者を得ることができた。これは中期の受験者が増加したことによる。

E 特別入試を除いて、すべての受験日程で A 方式、B 方式、C 特別方式、D 特別方式を実施している。

大阪会場は、前期日程が 14 名、中期日程が 16 名で昨年より大幅に増加した。これは会場を梅田キャンパスからアクセスのよい会場に変えたことが好影響を与えている。

昨年の分析に従って中期日程を秋分の日前後に移動させたことは、志願者増に良い影響を与えていると思われる。

関西 4 大学で志願者の重なりということはそれほど大きな問題としては表れていない。

（3）出身大学の構成・学内進学

志願者（延べ人数）については、立命館からの志願者数は 105 名（未修 12 名・既修 93 名）であり、2019 年度の 82 名（未修 16 名・既修 66 名）から 23 名も増加している。この数は 2017 年度の 99 名も上回っており、改善がみられる。受験者増を目指してさらに学内説明会等を充実させる必要がある。

他大学からの志願者で 10 名を超える大学はない。

合格者についてみると、立命館出身の合格者は 45 名（未修 4 名、既修 41 名）である。2019 年度（未修 9 名、既修 34 名）から増加している。

立命館出身の入学予定者は 23 名（未修 2 名・既修 21 名、23 名全員が法学部出身）であり、手続率（歩留まり率）は 51.1% である。入学者数・歩留まり率共に、2019 年度（25 名・58.1%）を若干下回っている。2020 年度入学予定者全体のうち立命館出身者の占める割合は 50.0% となっており、2019 年度（53.1%）、2018 年度（62.5%）、2017 年度（77.8%）を下回っている。他大学からの入学者は、関西大学が 2 名以外は、全て 1 名（計 19 大学）となっている。このような多様なバックボーンを有する学生が集まることは多様性、また広報という観点からも歓迎すべきことである。

今後とも立命館大学出身者が本学入学者の中心となることをふまえても、志願者の質量確保のため、立命館大学法学部との連携強化をより促進することが最重要課題となる。

（4）奨学金

国公立および競合関係にある私立大学との競争上、奨学金政策は歩留まり率との関連が極めて強い。

2020年度入試では、S奨学金付与者40名中19名(47.5%)が最終手続きをしている(2019年度は、38名中23名(60.5%)、2018年度は、56名中18名(32.1%)、2017年度は32名中11名(34.3%))。昨年度よりは減少した者の、近年でも高い手続率といえる。

A奨学金付与者39名中20名(51.3%)が最終手続きをしている(2019年度は37名中22名(59.5%)、2018年度は28名中11名(39.3%)、2017年度は24名中5名(20.8%))。こちらも昨年度よりは減少しているものの、一昨年を上回っている。

B奨学金は21名中7名(33.3%)が手続きをしており、2019年度の7名中2名がより向上している。昨年度、入学志望動機が高いはずの後期日程においてB奨学金からの入学者が0名であったことを受けて、本年度は後期日程ではB奨学金を当てなかったことが、手続率の向上に寄与していると思われる。

(5) 入学前プログラム

入学前プログラムに関しては、従来から、未修者向けの民法の通信添削とスクーリングを実施していたところ、2014年度入試以降は、年2回開催される合格者ガイダンスにおいて、既修者向けの入学前プログラムも実施することにした。また、2019年度入試から合格者ガイダンスを3回行うこととした。

2020年度入試の合格者ガイダンスにおいても第1回目には未修者向けには通信添削の第1回目のスクーリングを行い、既修者向けには「司法試験合格への道」と題して、憲法、商法、刑法の担当者が実際の司法試験の問題を示しながら、合格へ至るためにどのような勉強を法科大学院の中で進めていくかのガイダンスを行った。

1月の合格者ガイダンスでは、未修者向けに刑法・民法の学習と答案作成についてレクチャーを行い、既習者向けには「司法試験合格への道」第2弾として、各訴訟法の担当者が昨年度まで実施されていた訴訟法オプション試験の問題等を利用して、司法試験に向けた学習方法について各訴訟法の担当者がガイダンスを行った。また参加者と個人面談を行い、弱点科目への対策や入学先などについて個別に相談に乗った。

3月ガイダンスでは「あなたの司法試験合格への道」と題して、1回または2回で合格し弁護士登録を行った若手弁護士の協力を得ながら、法科大学院でどのように正課・エクステンション・自学の3つを組み合わせて学習を進めていくかについて、スケジュールを考えてもらうという企画を行う予定であったが、新型コロナウイルスの影響から、開催を中止した。

いずれの企画も好評を得ており、これまでのように合格者に本学を選択してもらうためのガイダンスという側面よりも、本学に入学してもらうことを前提に、具体的な学習計画や、課外講座の選択の説明などを行っていくことが必要であるように思われる。

(6) 履修免除試験(民事訴訟法、刑事訴訟法)

2020年度入試から、既修者試験合格者向けに、履修免除試験を実施することとした。履修免除試験は、その成績に応じて「民事訴訟法I」・「刑事訴訟法I」のいずれかまたは両方の単位を認定する。実際の運用では、100点満点で60点以上となった科目につき入学時に単位を認定するものとした。

2020年度は、14名が受験し、民事訴訟法2名、刑事訴訟法1名が履修免除を得た。

本年度開始された制度であり今後その効果等について検証する必要がある。

(7) 広報

近年の志願者減から、広報の強化は課題となっている。そもそも法科大学院を志望する人

数が減少しているもとの、効果的などころに手を広げて広報を打つことと、志願者の掘り起こしも必要になる。

学外の進学説明会は、大手マスコミ系の進学説明会（朝日新聞社主催（大阪）、読売新聞社後援（大阪）、予備校（辰巳）主催の進学説明会（京都・東京・名古屋）に参加した。さらに、本学大学院課主管の学内（大阪茨木キャンパス・衣笠キャンパス）での進学説明会にも参加した。

新聞社、予備校の説明会については、読売新聞社のものを除き、いずれも、全体の来場者がそもそも少なくそのためにブースに来る人数も限られる状況であった。学内進学説明会については、5月に衣笠開催されたものは法務研究科の会場に2名が来場したが、OICでの6月開催分については0名であった。11月に開催されたもの（衣笠・OIC）については、3回生を主要なターゲットとして想定して参加し8名の来場であった。

学外の説明会は、そもそも撤退することはできないであろうから、それぞれの企画の来場者増に期待するしかない。他方、大学院課主管のものは未修者対策を中心に位置づけ、それに見合ったタイミングで活用する必要がある。

このような状況下では、合同の説明会に期待することは出来ず、個別の大学への広報を行うことが必要になってくる。2019年度は、京都女子大学・香川大学・熊本大学・鹿児島大学・近畿大学・西南学院大学・山梨学院大学・大阪経済法科大学・名古屋学院大学を個別に訪問して入試広報を行った。

本学への主たる進学層である立命館大学法学部生をどのようにして法科大学院進学に振り向けるか、立命館大学法科大学院に進学させるかという観点からも、広報戦略を考える必要がある。

2013年度入試より、立命館法学部生を主たる対象として入試過去問解説会を実施してきたが、年度を追うにつれ、参加者が減少していた。そもそも法科大学院進学希望者が減っていること、他大学でも同様の企画があり、新奇性に乏しくなってきたこと、などが原因として考えられる。そこで、法学部における法科大学院進学層の掘り起こしを狙いつつ、「Aが取れる答案作成法」と打ち出し、低回生にもアピールできるようなものにリニューアルして実施したところ、参加者が急増した。

今年度から、主として1回生を対象に、民法・憲法・刑法の担当者が実施し、昼休みを利用してランチを食べながらでも気軽に聞ける会とした。また両科目2回ずつ開催し、参加しやすいものとした（参加者数：157名（民法148名、憲法36名、刑法13名））。答案の書き方については法学研究科などが同じような企画を実施しており、本企画がその中に埋没しているようにも思われる。法曹コース志望者、法曹希望者以外の者に法科大学院教員の存在をアピールできるような新たな企画が必要である。

5月にジュリナビとタイアップして、法科大学院進学者のキャリアパスをイメージさせる企画を行った。社会に根深く存在している法曹および法科大学院のマイナスイメージを払拭することにより、法科大学院から目を背けていた優秀層をもう一度法科大学院の方に目を向けさせることを狙っている。30名の参加とそれほど多くの学生を集めることは出来なかったが、参加者の反応は好評であった。

また2020年度法学部2回生になる者は上述の法曹コースの1期生となる予定であり、彼らを5年一貫型教育選抜入試へと確実につなげるとともに、法曹コース以外の選択の中から法科大学院への入学を希望する層を開拓する企画、広報を考えていく必要がある。

6. 2021年度入試の改革点

- ・福岡会場の追加（8月：A方式、9月：B方式）

VI 学習・進路就職支援

1. 学習支援

(1) 履修指導

1年次においては、必修単位数、受講登録上限単位数との関係でほぼ履修選択の余地はないが、2年次以降は、学生が目指す様々な法曹に対応するため、市民生活密着型法曹、知的財産法務・税法務型法曹、ビジネス・企業法務型法曹、公共法務・環境法務型法曹、国際法務型法曹、刑事法務型法曹の6つの履修モデルに示された先端・展開科目の中から、履修するように指導している。

(2) 正課のフォローアップ

2019年度も専任教員全員が年間を通じてオフィスアワーを設定し、時間割を作成して学生に公開している。また、授業終了後の質問の受付は、時間割が許す限り、すべての科目で励行されている。オフィスアワーを講義時間の後に設定したり、質問会形式を取ったりするなど工夫されている科目もある。

(3) manaba+R の利用

シラバスの確認、資料のダウンロード、学習上の各種連絡等、法科大学院の学習生活上の連絡手段が、従来利用していた LET から manaba+R に統一化された。

今後 LET は LEX/DB 等の法令・判例情報サービスのみにて特化したサービスとなっている。

(4) 入学前指導など

合格者ガイダンスは10月、1月、3月の計3回実施した。10月のガイダンスでは「司法試験への道」と題して、憲法、商法、刑法の教員が司法試験をゴールとして、そこに向けて法科大学院ではどのような教育・学習をしていくかについて具体的に話す機会を設けた。法科大学院に入った後の具体的な学習をイメージさせることで、より入学の機運を高める狙いがあった。1月には民訴・刑訴教員よって同様の企画を実施した。3月には本学を卒業した若手弁護士を囲むグループをつくり、各自が自分の課題に向けて法科大学院をどう利用すべきかの相談会を実施する予定であったが、新型コロナウイルスの影響で中止となった。

入学前プログラムについては、未修者向けの民法の通信添削とスクーリングを実施している。

(5) オリエンテーション企画

従来どおり4月1日から4日間の日程で実施した。1日目は新入生歓迎式典、カリキュラム・履修ガイダンス、学籍・学修生活ガイダンス、クラス別懇談会、入学祝賀パーティ、2日目は全学の入学式、3日目は先端展開科目ガイダンス、ワシントン・京都セミナーガイダンス、エクステンションセンター説明会、ライブラリーツアー、実務総合演習ガイダンス、4日目はジュリナビおよびオムロンエキスパートリンク社岩波氏による「法科大学院キャリアデザイン企画」、現役弁護士による講演会「法科大学院での学習姿勢と弁護士の仕事」を実施した。

(6) エクスターンシップ・リーガルクリニック

本大学院の特色の1つである選択必修科目であるエクスターンシップ（法律事務所・自治体・企業研修）及びリーガルクリニックについては、春期受講者が夏期受講予定者に、夏期受講者が次年度の春期受講予定者にそれぞれ研修経験を伝えることによって、研修の充

実を図っているところ、2019年度は6月に経験交流会、11月に選択希望説明会を実施した。

(7) 授業懇談会・学生面談

春学期、秋学期とも学年毎に授業懇談会を行い、院生と講義内容や授業の持ち方等に関する質疑や意見交換を行った。法科大学院設置初期と異なり院生からの意見は減少しつつあるが、これまでと同様に、院生からの意見、要望は可能な限り授業に反映してきている。学生面接は、春学期・秋学期に1回ずつ実施し、院生の学習上の悩みや相談に対しアドバイスをを行った。さらに2017年度からは既修者向けに、入学直後のフォローアップ面談を開始した。

2. 進路就職指導

(1) 司法試験について

司法試験に関する弁護士ゼミ等は2019年度もエクステンションセンターが実施した。エクステンションセンターは、立命館大学が学生・院生の進路・就職および卒業生を含む社会人の生涯教育に寄与することを目的として設置する全学のセンターであり（立命館大学「立命館大学エクステンションセンター運営規程」（2007年6月6日）1条）、本学法科大学院とは独立した組織である。

(2) キャリアデザイン

法科大学院の在學生や修了生が将来進路である法曹像を明確化する機会を与えるために、2009年度より、エクステンションセンター主催による講演会などが実施されている。

2017年度以降、法科大学院生のキャリアデザインおよび就職支援を一層強化するため、さまざまな施策に取り組んでいる。4月のオリエンテーション時には新入生対象の「法科大学院キャリアデザイン企画」を実施し、現在の法曹求人マーケットの最新状況および法科大学院生のキャリア形成についてガイダンスを実施した。

2018年度以降、オムロンエキスパートリンク社と提携し、キャリアコンサルタントの派遣を受けることで、法科大学院キャリアサポートルームを月2～4回開室することができた。年間を通じてのべ約80件の相談があり、法科大学院生および専修生の潜在的なキャリア相談ニーズを掘り起こすことに成功した。

(3) その他

本研究科は、開設以来、現行の司法試験において2019年度の合格者を含め、527名の合格者を輩出し、わが国の法曹界に確固とした地位を築いてきた。また、法曹以外の分野でも、企業の法務部門や国家・地方公務員、裁判所事務官等に多様な人材を送り出している。

司法試験以外の進路へ変更した者や、受験回数制限を超えた者のキャリア支援については積年の課題であった。進路変更を希望する者に対する対応は、2009年10月から、エクステンションセンターを朱雀キャンパスにおける1次相談窓口と設定し、エクステンションセンターでの相談を受けて進路変更希望に応じ、キャリアオフィス（民間企業へに就職希望の場合）やエクステンションセンターの公務員試験担当といった部署に対応を引き継ぐ体制が整備され、求人票の公開も行われてきたが、十分機能しているとは言いがたい状況であったが、オムロンエキスパートリンク社と協議を進めた結果、2018年度から法務系で進路支援の経験が豊富なキャリアコンサルタントが週1回常駐し、また、キャリア関連の講演会などを実施している。

また、進路把握については、エクステンションセンターと協力し、電話などで法務専修生

登録をしていない者の進路把握に取り組んだ。

Ⅶ 教育支援体制・ティーチングアシスタント制度等の有効、適切な活用

授業活動に付随する事務的な作業の多くは、教授会及び各種委員会の決定に基づき、事務職員が担当している。また、大学院法学研究科の博士課程後期課程の学生を、教育活動補助のためのティーチングアシスタントとして採用する制度を設けている。この制度に基づき、学生からの質問対応、小テストの採点といった活動を担っているが、2019年度の採用はなかった。法科大学院では、事務職員が8人配置され、教育を支援するための事務職員体制は整備されている。

Ⅷ 法務研究科の運営について

法務研究科運営上および教学上の重要事項を審議決定するため、長期休暇中を除いて、概ね隔週で法科大学院教授会を開催している。2019年度においては、合計20回の教授会を開催した。

Ⅸ 2019年度研究業績

教員名	種別	概要			
		名称	単著共著	発行/発表年	発行所・発表雑誌等
市川 正人	著書	『司法審査の理論と現実』	単著	2020年3月	日本評論社
	著書	『現代日本の司法「司法制度改革」以降の人と制度』	共編著	2020年3月	日本評論社
	論文	「『表現の自由』を改めて考える－表現の自由の保障の意味」	単著	2019年11月	法と民主主義 543号 16－19頁
	その他	判例批評 裁判官のツイッター投稿の『品位を辱める行状』該当性」	単著	2019年10月	民商法雑誌 155巻4号 804－818頁
	その他	「破壊活動防止法のせん動罪と表現の自由」	単著	2019年11月	別冊ジュリスト『憲法判例百選 I [第7版]』110－111頁
植松 真生	論文	「『偽装結婚』をした日本人男性と大韓民国人女性間の婚姻無効」	単著	2019年5月	『戸籍時報』782号 52頁～59頁
	論文	“ APPII(Asian Principles of Private International Law) and its Perspective Regarding International Jurisdiction”	単著	2019年6月	Ritsumeikan Law Review No.37 pp.35-49
大下 英希	論文	「悪質商法と経済犯罪」	単著	2020年3月	齋藤豊治他編『日中経済刑法の最新動向』(成文堂) 51項－63項

	その他	「第3章 ディベート」「第6章 学外で学ぶ」	共著	2019年4月	西南法学基礎研究会編『法学部ゼミガイドブック(改訂版)』(法律文化社)16頁-50頁(共同執筆)、154頁-169頁(共同執筆)
北村 和生	著書	「審理員の審査手続について」	共著	2020年1月	行政不服審査実務研究会編集『行政不服審査の実務』(第一法規)488頁-535頁
	著書	『自治体法務検定公式テキスト基本法務編 2020年度』	共著	2020年3月	自治体法務検定委員会編集『自治体法務検定公式テキスト基本法務編 2020年度』(第一法規)184頁-190頁、199頁-204頁(交告尚史と共同執筆)、234頁-251頁(田村達久と共同執筆)、252頁-261頁
	論文	「行政事件訴訟法改正の実証的研究—執行停止を中心に」	単著	2020年3月	市川正人他編『現代日本の司法』(日本評論社)67頁-82頁
倉田 玲	論文	「代理投票をさせることができる選挙人の投票の秘密」	単著	2019年8月	『立命館法学』384号1頁-52頁
	論文	「選挙権と被選挙権の制約」	単著	2019年11月	『憲法研究』5号111頁-125頁
	その他	「アメリカ憲法判例の最前線 Cooper v. Harris, 137 S. Ct. 1455 (2017) 判決」	単著	2019年8月	『法学セミナー』776号67頁-72頁
	その他	「最高裁判所裁判官の国民審査」	単著	2019年11月	別冊ジュリスト『憲法判例百選Ⅱ〔第7版〕』388頁-389頁
	その他	「Gill v. Whitford, 585 U.S. __, 138 S. Ct. 1916 (2018) — 党派的ゲリマンダリングを請求の原因とする訴訟において原告適格が否定された事例」	単著	2019年11月	『アメリカ法[2019-1]』75頁-80頁
	その他	「党派的ゲリマンダリングの司法審査適合性」(判例報告)	単独報告	2019年11月	関西アメリカ公法学会
	その他	「東京都議選の特例選挙区と定数不均衡の適法性と合憲性」(判例紹介)	単著	2020年2月	『民商法雑誌』155巻6号1171頁-1176頁
その他	「同性間ならば準々婚という新構成」(最新裁判例研究/憲法)	単著	2020年3月	『法学セミナー』783号110頁	
島田 志帆	論文	判例研究「計算書類等の不作成と謄本交付請求」	単著	2019年6月	『旬刊商事法務』2201号45頁-50頁

	論文	「日本私法学会シンポジウム資料 株式制度の再検討：会社法における基礎的な理論の観点から 株式の譲渡と株主名簿制度」	単著	2019年8月	『旬刊商事法務』2207号 21頁-32頁
高田 昭正	その他	[座談会]『季刊刑事弁護』創刊100号と刑事弁護——評価と課題	共著	2019年10月	『季刊刑事弁護』100号72頁-86頁
中村 康江	論文	「取締役解任議案の決定と取締役会の決議に『特別の利害関係を有する取締役』の意義」	単著	2019年9月	『立命館法学』384号277頁-295頁
	論文	「持分会社における社員の除名制度と除名事由」	単著	2020年3月	『立命館法学』387-388号 224頁-241頁
中山 布紗	著書	『ロードマップ民法1総則(第2版)』	共著	2019年4月	一学舎
	著書	『民法入門ノート』	共著	2019年11月	渡邊力編『民法入門ノート』(法律文化社)80頁-83頁、130頁-139頁、158頁-159頁
	論文	「消費者契約法における『勧誘』要件の意義—クロレラチラシ配布差止等請求事件—(最高裁平成29年1月24日判決民集71巻1号1頁)」	単著	2019年6月	『立命館法学』383号455頁-473頁
平野 哲郎	論文	「医療過誤についての新契約責任説」	単著	2019年7月	『私法』81号157頁-164頁
	その他	「民事系科目[第3問]解説」	単著	2019年9月	別冊法学セミナー『司法試験の問題と解説2019』59頁-66頁
淵野 貴生	論文	「予断与える事件報道の構造的な問題—基本原則解説記事の重要性」	単著	2019年8月	『新聞研究』817号46頁-49頁
	論文	「少年法適用年齢引下げと適正手続」	単著	2020年2月	葛野尋之=武内謙治=本庄武編『少年法適用年齢引下げ・総批判』(現代人文社)85頁-97頁
	論文	「刑事司法制度改革と裁判官の刑事人権に対する意識変革度検証—職務質問・所持品検査に関する事例を素材として」	単著	2020年3月	市川正人=大久保史郎=斎藤浩=渡辺千原編『現代日本の司法—「司法制度改革」以降の人と制度』(日本評論社)132頁-149頁
	その他	「採尿目的での留め置きの変法と証拠の排除—両腕を抱えての長距離連行、強制と	単著	2019年4月	『季刊刑事弁護』98号 110頁-113頁

		任意の限界、重大違法と単純違法の限界(大阪高判平成30年3月22日)〈判例評釈〉			
松岡 久和	著書	『18歳からはじめる民法[第4版]』	共著	2019年9月	法律文化社
	著書	『物権 エッセンシャル民法2[第2版]』	共著	2019年10月	有斐閣
	著書	高須順一と共著(対談収録)	共著	2019年11月	道垣内弘人他編『債権法改正と実務上の課題』(有斐閣)248頁-269頁
	著書	『新基本法コンメンタール 物権』	共編著	2020年2月	日本評論社
	その他	『デイリー六法[令和2年版]』	共著	2019年10月	三省堂
	その他	担保裁判例の動向	単著	2019年10月	現代民事判例研究会編『民事判例 2019年後期』(日本評論社)13頁-15頁
	その他	背信的悪意者排除の理論と現実	単著	2019年9月	web日本評論 (https://www.web-nippy.jp/15060/)
	その他	七戸報告へのコメント(シンポジウム)	単著	2019年4月	『法律時報』91巻4号83-84頁
その他	平成の法学教育——民法分野を中心として(座談会)	共著	2019年8月	『法律時報』91巻9号76-95頁	
松宮 孝明	論文	構成要件と犯罪体系	単著	2019年5月	『立命館法学』383号100頁-120頁
	論文	危惧感説と具体的予見可能性説の異同再論	単著	2019年9月	『立命館法学』385号1110頁-1125頁
	論文	ロー・クラス 現代刑法の理論と実務：各論(第1回)各論の総論	単著	2019年10月	『法学セミナー』777号56頁-62頁
	論文	ロー・クラス 現代刑法の理論と実務：各論(第2回)生命に対する罪	単著	2019年11月	『法学セミナー』778号91頁-99頁
	論文	ロー・クラス 現代刑法の理論と実務：各論(第3回)傷害・遺棄の罪	単著	2019年12月	『法学セミナー』779号92頁-98頁
	論文	ロー・クラス 現代刑法の理論と実務：各論(第4回)強制わいせつの罪、住居・秘密を侵す罪	単著	2020年1月	『法学セミナー』780号86頁-92頁
	論文	ロー・クラス 現代刑法の理論と実務：各論(第5回)名誉	単著	2020年2月	『法学セミナー』781号98頁-104頁

		に対する罪、信用・業務に対する罪			
	論文	ロー・クラス 現代刑法の理論と実務：各論(第6回)財産犯の体系、奪取罪の保護法益	単著	2020年3月	『法学セミナー』782号100頁-106頁
	論文	不法残留者との同居と不法残留の幫助	単著	2020年3月	『立命館法学』387・388号2175頁-2192頁
	その他	『韓国刑法総論』	共監訳	2019年12月	成文堂
松本 克美	著書	『「尊厳ある社会」に向けた法の貢献 社会法とジェンダー法の協働・浅倉むつ子先生古稀記念論文集』	共著	2019年10月	旬報社
	著書	『土地住宅の法理論と展開・藤井俊二先生古稀祝賀論文集』	共著	2019年12月	成文堂
	著書	『法と心理学への招待』	共著	2020年1月	有斐閣
	論文	「マンション売買契約における契約不適合責任」	単著	2019年4月	『マンション学』62号54頁-60頁
	論文	「民法724条の『不法行為の時』の解釈基準と『損害の性質』に着目した不法行為類型」	単著	2019年12月	『立命館法学』385号1274頁-1308頁
	論文	「人格的利益侵害の損害賠償請求権の消滅時効—ドイツ法・韓国法との比較法的検討を踏まえて」	単著	2020年3月	『立命館法学』386・387号2193頁-2224頁
	その他	「マンション売買契約における契約不適合責任」	学会報告	2019年4月	日本マンション学会2019年福岡大会、福岡市・福岡大学
湊 二郎	論文	「計画確定決定の取消訴訟における出訴資格と理由具備性(2・完)」	単著	2019年6月	『立命館法学』383号71頁-99頁
	論文	「計画確定決定の衡量統制に関する一考察(1)——衡量の瑕疵とその有意性」	単著	2019年12月	『立命館法学』385号1頁-37頁
	論文	「計画確定決定の衡量統制に関する一考察(2・完)——衡量の瑕疵とその有意性」	単著	2020年2月	『立命館法学』386号50頁-82頁

村田 敏一	論文	保険契約と保険デリバティブ契約の法的相互関係-生命保険契約を中心に-	単著	2019年9月	『生命保険論集』208号1頁～26頁
	論文	商的色彩論の系譜-商法とは何かの問い-	単著	2020年3月	『立命館法学』第387・388号445頁～465頁
山口 直也	著書	『脳科学と少年司法』	単編著	2019年8月	現代人文社
	著書	『国境を超える市民社会と刑事人権』	共編	2019年9月	現代人文社
	論文	「脳科学・神経科学の進展と少年司法の変容-米国連邦最高裁判決から何を学ぶべきか-」	単著	2019年4月	『判例時報』2397号、117-121頁
	論文	「若年者事件における検察官の権限とその限界-『若年者に対する新たな処分』の検討を中心として」	単著	2019年9月	酒井安行他編集『国境を超える市民社会と刑事人権-新倉修先生古稀祝賀記念論文集-』（現代人文社）470-486頁
	論文	「刑務所内の監視カメラの付いた単独室（いわゆるカメラ室）へ漫然と収容を継続したことについて国家賠償法上の違法があるとされた事例」	単著	2020年1月	『判例評論』731号、34-39頁
	論文	「少年法適用年齢引下げと民法の成年年齢-脳科学の観点から見た少年の成熟度と少年保護年齢設定の意義-」	単著	2020年2月	葛野尋之・武内謙治・本庄武編著『少年法適用年齢引下げ・総批判』（現代人文社）41-56頁
	その他	「刑務所におけるカメラ室の設置およびその運用の限界」	単著	2019年4月	『刑事弁護』98号、57-59頁
	その他	「自著を語る『脳科学と少年司法』」	単著	2020年1月	『青少年問題』677号、57頁
	その他	「国連犯罪防止刑事司法会議における刑事法研究者の関わり-京都コンGRESの開催に向けて-」	単著	2020年3月	『罪と罰』57巻2号、73-75頁
坂田 隆介	論文	「アメリカ判例の最前線 12- Evenwel v. Abbott, 136 S. Ct. 1120 (2016)判決」	単著	2019年4月	『法学セミナー』771号90頁～95頁
	その他	最高裁の「正統性」	単著	2020年3月	市川正人他編者『現代日本の司法』（日本評論社）29頁～46頁
中村 修輔	論文	「人工公物の物的瑕疵と予見可能性・回避可能性の位置」	単著	2019年12月	『判例タイムズ』1466号11頁

		付け」			
山崎 笑	論文	破産手続と源泉徴収	単著	2020年3月	関西法律特許事務所開設 55周年記念論文集『民事特 別法の諸問題 第六巻』(第 一法規) 521頁-540頁